

広島県告示第420号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定による特定施設の構造等変更許可の申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

令和5年3月2日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	東京都品川区東五反田二丁目18番1号 東洋製罐株式会社 代表取締役社長 本多 正憲
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県三原市下北方一丁目4番1号 東洋製罐株式会社広島工場

2 申請の内容

65 酸又はアルカリによる表面処理施設2基の使用の方法を変更する。また、排水処理施設1基の汚水等の汚染状態及び量を変更する。さらに、排水口1基の排出水の汚染状態及び量を変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 変更

		変更前		変更後	
種 類		65 酸又はアルカリによる表面処理施設（①表面処理施設）			
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	—		令和5年4月26日	
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	—		令和5年4月26日	
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	—		令和5年4月26日	
項 目		通常	最大	通常	最大

使用の方法	排出される汚水の状態	ほう素及びその化合物	(単位：mg/L)	—	—	4	5
-------	------------	------------	-----------	---	---	---	---

(その2) 変更

			変更前		変更後	
種類			65 酸又はアルカリによる表面処理施設 (②表面処理施設)			
工期等	工事着手予定年月日		—		令和5年4月26日	
	工事完成予定年月日		—		令和5年4月26日	
	使用開始予定年月日		—		令和5年4月26日	
使用の方法	項目		通常	最大	通常	最大
	排出される汚水の状態	ほう素及びその化合物	(単位：mg/L)	—	—	4

(2) 汚水等の処理の方法

		変更前		変更後	
種類		③排水処理施設			
工期等	工事着手予定年月日	—		令和5年4月26日	
	工事完成予定年月日	—		令和5年4月26日	
	使用開始予定年月日	—		令和5年4月26日	

使用の方法	汚水等の汚染状況 処理前処理後の	項目		処理前		処理後		処理前		処理後	
				通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
		ほう素及びその化合物	(単位：mg/L)	—	—	—	—	4	5	3	4
		排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m ³)		575	615	575	615	600	800	600	800

(3) 排出水の汚染状態

No. 1 排水口	項目		変更前		変更後	
			通常	最大	通常	最大
	ほう素及びその化合物	(単位：mg/L)	—	—	3	4
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m ³)		575	615	600	800

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和5年3月2日から令和5年3月23日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県東部厚生環境事務所環境管理課並びに三原市生活環境課